

定例公安委員会開催概要

令和8年5月13日、次のとおり定例会議を開催しました。

1 審議・報告事項

- (1) 「令和8年安全安心なまちづくり道民の集い」の開催
「令和8年安全安心なまちづくり道民の集い」の開催について報告を受けた。
- (2) 産学官連携によるサイバーセキュリティ人材育成プロジェクトの推進
産学官連携によるサイバーセキュリティ人材育成プロジェクトの推進について報告を受けた。
- (3) 刑事関係主要事件発生・検挙状況
旭川市東旭川町における死体損壊事件の検挙について報告を受けた。
- (4) 令和8年札幌方面嘱託警察犬審査会の実施
令和8年札幌方面嘱託警察犬審査会の実施について報告を受けた。

吉本委員長から、「優秀な嘱託警察犬の発掘に繋がるよう期待している。」旨の発言があった。

- (5) 交通安全アドバイザーの委嘱
交通安全アドバイザーの委嘱について報告を受けた。

眞鍋委員から、「交通事故は高齢者だけでなく、若年層も関わっているところ、テレビを持っていない若年層に対する効果的啓発手段はとれているか。」旨の質問があり、岩崎交通部長から、「今年度委嘱する方の中には、SNSを通じて情報発信をしてくださる方もいる。」旨の回答があった。

2 決裁・報告事項

- (1) 運転免許の取消処分等
運転免許の取消処分等を行った。
- (2) 運転免許の効力の停止等の処分を行う場合における処分量定基準に関する規程の一部改正
道路交通法（昭和35年法律第105号）等の一部改正に伴い、北海道公安委員会の行う運転免許の効力の停止等の処分を行う場合における処分量定基準に関する規程（平成10年北海道公安委員会規程第3号）の一部を改正するとの説明を受け、同規程の一部を改正することとした。
- (3) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定
札幌方面管内の届出自動車教習所からの、普通二種免許に係る教習の課程に対する公安委員会の指定の申請について、指定の基準に適合しているとの説明を受け、公安委員会の指定を行うこととした。
- (4) 令和8年度「免許関係事務」に関する委託契約の公安委員会告示
道路交通法第108条第1項に基づく、免許関係事務の委託契約の内容及び委託先について説明を受け、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の2第2号に基づいて受託法人の名称等を公示することとした。

(5) 警察署協議会委員の解嘱・選考及び委嘱

札幌方面中央・東・西・北・白石・豊平・手稲・栗山・余市警察署、函館方面函館中央・江差警察署の警察署協議会委員の解嘱、後任委員の選考及び委嘱について説明を受けたほか、札幌方面厚別・岩見沢・滝川警察署の警察署協議会委員の解嘱について説明を受け、その内容を了承した。

(6) 審査請求の受理

公文書の存否を明らかにしない決定処分に対する審査請求の受理について報告を受けた。

(7) 放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部改正

公示送達制度等についてインターネット等の方法により公示を行うよう関係法令が改正されたことに伴い

- ・放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則（平成18年北海道公安委員会規則第9号）
- ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成18年北海道公安委員会規則第8号）

の一部を改正するとの説明を受け、同規則の一部を改正することとした。

(8) 風俗営業者（社交飲食店）に対する営業停止処分

札幌方面管内の社交飲食店が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項第1号に違反し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条第1項及び第2項に該当するとの説明を受け、同社交飲食店について風俗営業及び当該施設を用いて営む飲食店営業の停止処分とすることとした。

(9) 風俗営業者（ゲームセンター等）に対する営業停止処分

札幌方面管内のゲームセンター等が、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項第1号に違反し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第1項に該当するとの説明を受け、同ゲームセンター等について風俗営業の停止処分とすることとした。

(10) 北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程の一部改正

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行に伴い、北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成10年北海道公安委員会規程第2号）の一部を改正するとの説明を受け、同規程の一部を改正することとした。

(11) 地域交通安全活動推進委員の委嘱及び告示

道路交通法第108条の29に規定する地域交通安全活動推進委員について、札幌方面倶知安警察署長から推薦を受けた3名が適任であるとの報告を受け、同人等を地域交通安全活動推進委員として委嘱し、関係する規則に基づき氏名等を公示することとした。

(12) 苦情、直接通報及び要望・意見の受理

公安委員会宛て苦情、直接通報及び要望・意見の受理について報告を受けた。

(13) 要望・意見の調査結果

公安委員会宛て要望・意見の調査結果について報告を受け、回答内容を決定した。

(14) 苦情の調査結果

公安委員会宛て苦情の調査結果について報告を受け、回答内容を決定した。